運営規程等における予防給付の文言削除について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  削除する文言（○○には「訪問」か「通所」が入ります）指定介護予防○○介護／介護予防○○介護／介護予防サービス計画／介護予防○○介護計画／介護予防○○介護費（※）（※）重要事項説明書に料金表がある場合は要修正**【介護給付・介護予防給付・総合事業の３種類のサービスの規程の場合（例）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修正部分 | 変更前 | 予防給付の文言削除後 |
| タイトル | ○○介護・介護予防○○介護・第一号○○事業運営規程 | ○○介護・第一号○○事業　運営規程 |
| 前文・文中 |

|  |
| --- |
| 指定○○介護・指定介護予防○○介護・第一号○○事業指定○○介護・指定介護予防○○介護・第一号○○事業（以下、「○○介護サービス」という。）指定○○介護（介護予防○○介護・第一号○○事業） |

 | 指定○○介護・第一号○○事業指定○○介護・第一号○○事業（以下、「○○介護サービス」という。）指定○○介護・第一号○○事業 |
| 計画（包括・居宅が立てるケアプラン） |

|  |
| --- |
| 居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書 |

 | 居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書 |
|

|  |
| --- |
| 計画（事業所が立てる個別サービス計画） |

 |

|  |
| --- |
| ○○介護計画、介護予防○○介護計画、第一号○○事業計画 |

 | ○○介護計画、第一号○○事業計画 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修正部分 | 変更前 | 予防給付の文言削除後 |
| 事業内容（サービス種類ごと）※介護予防給付と総合事業で料金表が別々の場合は、介護予防給付の表のみを削除。 | 介護予防訪問介護費(Ⅰ)・訪問型サービス(Ⅰ)･･･週に１回程度介護予防訪問介護費(Ⅱ)・訪問型サービス(Ⅱ)･･･週に２回程度介護予防訪問介護費(Ⅲ)・訪問型サービス(Ⅲ)･･･週に２回を超える程度介護予防通所介護費(Ⅰ)・通所型サービス(Ⅰ)･･･事業対象者、要支援１介護予防通所介護費(Ⅱ)・通所型サービス(Ⅱ)･･･要支援２ | 訪問型サービス１（１）･･･週に１回程度訪問型サービス１（２）･･･週に２回程度訪問型サービス１（３）･･･週に２回を超える程度訪問型サービス２（１）･･･標準的な指定相当訪問型サービス訪問型サービス２（２）･･･生活援助中心（20分以上45分未満）訪問型サービス２（３）･･･生活援助中心（45分以上）訪問型サービス２（４）･･･短時間の身体介護通所型サービス１（１）･･･週に１回程度（事業対象者、要支援１）通所型サービス１（２）･･･週に２回程度（要支援２）通所型サービス２（１）･･･１月の中で４回以下（事業対象者、要支援１）通所型サービス２（２）･･･１月の中で８回以下（要支援２） |

**【介護予防給付・総合事業の２種類のサービスの規程の場合（例）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修正部分 | 変更前 | 予防給付の文言削除後 |
| 事業内容・利用料 | サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または市長が定める額によるものとして～ | サービスを提供した場合の利用料の額は、市長が定める額によるものとして～ |
| その他修正部分 | 上記の３種類のサービスの規程の場合と同様 | 上記の３種類のサービスの規程の場合と同様 |

※２種類のサービスの規程から介護予防給付の部分を削除すると、総合事業のみの規程になるため、上記の修正が必要となる。

**【総合事業のみのサービスの規程の場合】**

特に修正は必要ない。